

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策  
(中国からの渡航者に対するギリシャ入国措置の延長について)

2023年1月31日  
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府は、新型コロナウイルス感染症対策として中国からギリシャへ入国する渡航者に対し以下の措置を実施していますが、同措置の延長が発表されました。同措置は2月14日午前6時まで有効となります。

●中国からの直行便でギリシャに入国する者には、国籍に関わらず、搭乗前48時間以内のPCR検査、または搭乗前24時間以内のラピッドテストによる陰性証明書の提示を義務付ける。

※PCR検査は、鼻腔又は口腔内粘膜から検体が採取されたものであること。

※検査機関及び証明書の発行元は、公立検査機関、もしくは保健衛生当局が認証した民間検査機関であること。

※証明書は英語表記で、旅券通りの氏名が記載されていること。

●上記の渡航者には、航空機内及び空港において高規格マスク（N95、KN95、またはFFP2）の着用を義務付ける。

※マスク着用義務に違反した場合は、300ユーロの違反金が課される。

●当該措置は5歳以上の者に適用される。

●航空会社には、搭乗前に乗客の上記入国書類（陰性証明書）の確認を求めるとともに、仮に違反した場合は各社の責任で送還することを義務付ける。

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. ,152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)